



発行
東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可………
- ………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………（建設局道路管理部監察指導課）…一

公告

- 土地区画整理事業の事業計画の縦覧………
- ………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…三
- 開発行為に関する工事完了………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第八十九号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百五十七条第一項の規定に基づき原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

示す。

令和六年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年六月二十三日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

目黒区原町一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区芝浦三丁目九番一号

令和二年六月二十三日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年二月六日

●東京都告示第九十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一（一）路線名

（二）指定する区間

（三）指定の概要

二（一）路線名

（二）指定する区間

東村山市恩多町五丁目一番二十三地先から同所五十二番四十一地先まで
別図表示(1)のとおり
都道東村山清瀬線
東村山市恩多町三丁目十九番三地内から同市恩多町五丁目四十八番四地先まで

（三）指定の概要
別図表示(2)のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道東村山東久留米線

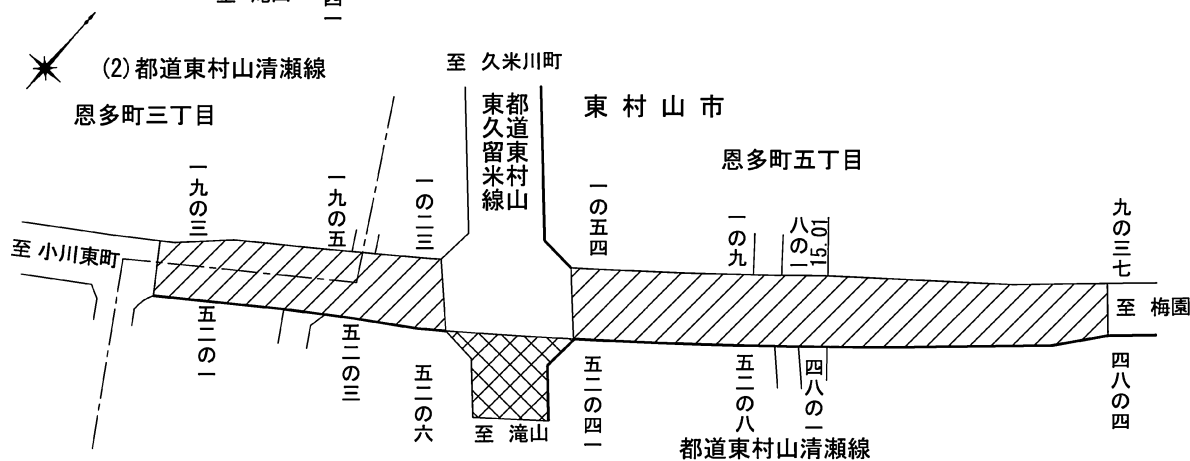
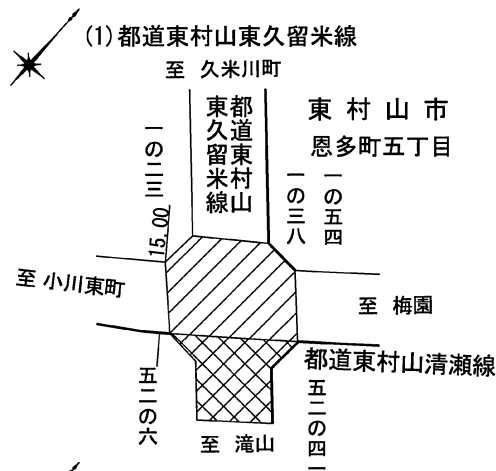
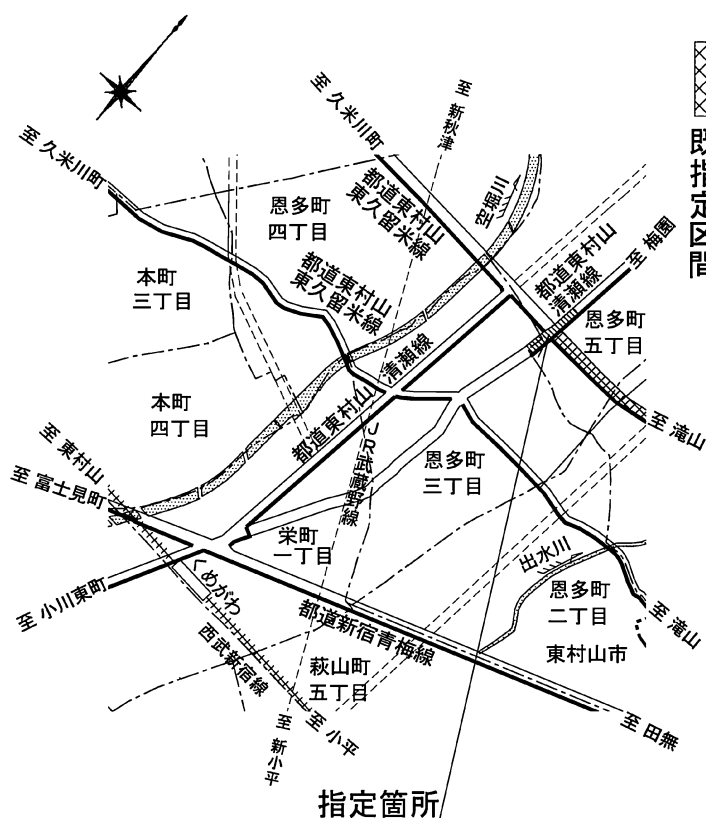
都道東村山清瀬線

東村山市恩多町三丁目～恩多町五丁目

都道
市道
計画線
指定区間

- (1) 都道東村山東久留米線 延長 二〇・七九メートル
(電線共同溝予定名称 東村山東久留米・四号)
- (2) 都道東村山清瀬線 延長 一七四・〇三メートル
(電線共同溝予定名称 東村山清瀬・三号)

既指定区間



公 告

土地区画整理事業の事業計画の縦覧について

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 令和六年二月七日から二週間

二 縦覧場所 足立区六町三丁目四番三十六号

東京都第一市街地整備事務所六町地区整備事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年二月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

三鷹市牟礼六丁目千九百七十三番一（第二工区） 新宿区新宿二丁目十九番一

日清紡都市開発株式会社

代表取締役 松井 勇造

稲城市大字大丸字一号六十九番二から同番四まで 武蔵野市境南町三丁目八番三

住宅新興事業協同組合
代表理事 築地 重彦

西東京市向台町二丁目八百二十一番一の一部 西東京市向台町二丁目四番十六号

海老澤誠一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

西友駒沢店

二 店舗所在地

世田谷区駒沢四丁目十八番十一号

三 設置者名

株式会社大東京綜合卸売センター

四 設置者住所

府中市矢崎町四丁目一番地

五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 敷地南側 十二・九二立方メートル

六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置 店舗内 十二・九五立方メートル

及び容量

七 変更日 令和六年九月二十三日

八 届出日 令和六年一月二十二日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和六年二月六日から同年六月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号都
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号社
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号
113-0001